

府中カントリークラブ入会要項

2020年4月1日

〔1〕入会資格・定員等

(A) 基本・一般要件

- ①個人・法人会員を問わず、正会員は当クラブの600株の株主であること、平日会員は当クラブの平日会員預託金預り証を取得していること、が必要である。
- ②日本国籍を有し、かつ当クラブの会員としてふさわしいと認められる者。
但し、同一法人内の登録者変更の場合は、日本国籍を有しない者の入会を認めることがある。
- ③法人会員として入会を認める法人は、日本国内の証券取引所上場法人又はそれに準ずる法人とする。
但し、登録する会員はその法人の役職員に限る。

(B) 年齢制限

年齢は35才以上。但し、継承により入会しようとする場合には、事情審査の上、制限年齢未満の者の入会を認めることがある。

(注) 本要項において、継承とは相続、死因贈与、遺贈又は生前贈与により入会申込資格を得ることをいう。

(C) 他クラブ在籍

公益財団法人日本ゴルフ協会に加入しているクラブに2年以上正会員（個人・法人）として在籍していること、又は、これに準ずると認められる場合。

但し、次に該当する場合は、本規定の適用を免除する。

- イ) 入会申込者が会員（継承の場合は旧会員）の配偶者、子、子の配偶者、孫である場合、並びに法人会員の場合
- ロ) 入会申込者が入会審査特別委員との同伴プレーを6ヶ月以内に実施している場合

(D) 紹介会員（推薦保証人）

- ①当クラブ個人正会員1名（法人会員の推薦保証人は法人正会員で可）の推薦保証を得ることを必要とし、その保証人は正会員として3年以上在籍しており、かつ、年齢40歳以上であること。
尚、同一法人内の登録者変更の場合の推薦保証人は在籍年数を問わない。
- ②推薦保証人は提出書類の内容について保証するとともに、保証された入会申込者が当クラブに入会後退会するまでクラブの会員としてふさわしい行動をとるよう責任を負わねばならない。
- ③一人の会員が、原則として年間2人を越えて入会申込者の推薦保証人となることはできない。
入会を拒絶された入会申込者の推薦保証人であった会員は、入会を拒絶された日より2カ年の間は新たに入会申込者の推薦保証人となることはできない。

(E) 定員

- ①正会員の定員は1,346名以内とし、平日会員の定員は500名以内とする。
- ②法人会員の定員は理事会の定めるところによる。
- ③女子会員の定員は理事会の定めるところによる。

(F) その他

正会員又は平日会員が新たに株式600株、もしくは平日会員預託金返還請求権（平日会員預託金預り証）を譲り受けても、重ねて入会の申込みはできない。

〔2〕入会申込手続

(A) 入会申込書類の提出

入会の申込みをしようとする者は、会員種別、譲渡・継承の態様に応じ、別表1に示す入会申込書類及び別表2に示す同添付書類をクラブに提出すること。

入会申込書類のうち推薦保証書については保証人が署名、押印（認印）し、その他は申込者本人が署名、押印（実印）するものとする。

尚、会員権（株券又は平日会員権預り証）を未購入の場合であっても、入会申込書類を提出した場合は、入会申込み可能とする。

(B) 入会申込の受付期限

- ① 継承（生前贈与を除く）による入会の場合は、会員が死亡した日の翌年の12月31日まで。
 - ② ①以外の譲受による入会の場合は、譲渡人が会員資格を喪失した日の翌年の12月31日まで。
- 注) 上記の入会申込期限を経過した場合であっても、次の入会申込受付期限の延長料を納付することにより、延長することができる。
- | | |
|-------------------------|------------------|
| イ) 正会員としての入会申込受付期限の延長料 | 1年につき80,000円（税別） |
| ロ) 平日会員としての入会申込受付期限の延長料 | 1年につき50,000円（税別） |

(C) 法人会員の登録者変更

法人会員は、その登録者を変更することができ、登録者変更による入会申込みの場合、別表1に示す入会申込書類をクラブに提出すること。

〔3〕会員の種別変更手続

種別変更区分		提出書類
特定種別変更	(1) 個人会員（正・平日）から個人会員（正・平日）に変わる場合 (2) 法人会員（正・平日）から法人会員（正・平日）に変わる場合	種別変更届及び別表1に示す申込書類一式
譲渡等	(3) 個人会員（正・平日）から法人会員（正・平日）に変わる場合 (4) 法人会員（正・平日）から個人会員（正・平日）に変わる場合	別表1に示す申込書類一式

〔4〕入会申込書類の受付締切日

1月、3月、5月、7月、9月、11月の末日に締切る。

〔5〕申込者の公示

入会申込者に関する事項をクラブ内に約1カ月間掲示する。

〔6〕申込者との面接

クラブの指定する日に推薦保証人同席のもとに当クラブ入会審査特別委員会委員が面接する。

- ①面接の省略について
 - イ) 現正会員（個人・法人）が他の種別の会員に変更する場合並びに現平日会員（個人・法人）が他の種別の平日会員に変更する場合は面接を省略する。
 - ロ) 現平日会員（個人・法人）が正会員（個人・法人）に変更する場合は原則として面接を行なうが、在籍年数等を勘案して省略する場合がある。
- ②推薦保証人の同席について
 - イ) 法人会員の登録者変更による入会申し込みの場合は、推薦保証人の同席は不要とする。
 - ロ) 入会審査特別委員会がやむを得ない事情と認めた場合に限り、推薦保証人の面接を別途クラブが指定する日に実施する場合がある。

〔7〕理事会の承認

- ①面接終了後、当クラブ入会審査特別委員会の審査を経て理事会で審議を行なう。
- ②理事全員の承認が得られた場合は、同日を以て入会承認日とする。
- ③理事全員の承認が得られない場合は、クラブ名で推薦保証人に通告すると共に、入会申込者本人に対し入会拒絶の旨の通知を行う。

④上記②の規定にかかわらず、イ) 種別変更の場合は旧会員権を譲渡（生前贈与を含む）するまで、ロ) 会員権を未購入の場合は会員権を購入するまでの間は仮承認の扱いとし、イ) の場合は旧会員権の譲渡証書、ロ) の場合は会員権の譲渡証書が提出された日を以て入会承認日とする。尚、仮承認の期間が3ヶ月を経過した場合には、仮承認を取り消すものとする。

〔8〕入会承認後の手続と入会金・年会費等

(A) 手続書類の提出

入会承認の通知を受けた後、会員種別に応じ、別表4に示す書類をクラブに提出すること。
尚、提出すべき書類に不備があったときは、入会承認を取り消すことがある。

(B) 入会金（名義書換料・入会預託金）、及び年会費等の払込み

払込み通知により、(D) に示す入会金（①名義書換料及び②入会預託金）、及び年会費等の金額を指定銀行口座に払い込むこと。

尚、入会承認・払込みの通知を受けた後2週間以内に払込みがないときは、入会承認を取り消すことがある。
又、名義書換前の旧会員が負担すべき年会費等負担金（譲渡人が支払うべき入会申込受付期限の延長料を含む）の未納額がある場合は、入会承認を受けた新会員がその負担を継承すること。

(C) 入会年度の翌年度以降の年会費等の払込み方法

入会年度の翌年度以降の年会費等負担金については、別表4-⑧により届け出た指定金融機関の口座から毎年4月上旬に自動振替にて払い込むこと。

(D) 入会金・年会費等

① 名義書換料は次表に示す区分・会員種別による金額とする。

区 分	正会員	平日会員	備 考	
譲 渡 等	300 万円	240 万円	譲渡及び下記「継承」の備考欄記載以外の者に対する継承並びに前掲 [3] 「種別変更手続」の区分(3)、(4)の変更による入会	
法人会員の登録者変更	270 万円	210 万円	同一法人内の変更に限る	
特 定 種 別 変 更	270 万円	210 万円	前掲 [3] 「種別変更手続」の区分(1)、(2)の変更による入会	
継 承	生前贈与	180 万円	140 万円	配偶者、子、子の配偶者、孫に対する贈与に限る
	相 続	100 万円	80 万円	法定相続人に限る
	死因贈与・遺贈	100 万円	80 万円	配偶者、子、子の配偶者、孫に対する贈与に限る

② 入会預託金は正会員・平日会員又は個人会員・法人会員を問わず 200 万円とする。

- (注) a. 入会預託金には利息を付さない。
b. 法人会員の登録者変更の場合も上記金額の払込みを必要とするが、この場合は上記金額と登録者変更前の払込み額との差額（不足額又は余剰額）を精算（払込み又は返還）する。
c. 入会預託金は、退会届が提出されたときに返還する。

③ 年会費は正会員 80,000 円、平日会員 50,000 円とする。

新入会と同時に年会費（1月から12月まで）を前納すること（分割払いは認めない）。
但し、入会が7月以降の場合は、半額とする。
尚、法人会員の登録者変更の場合は、前登録者の年会費を引継ぐことができる。

④ 会員ロッカーの割当を受けた者は、ロッカー費年間 20,000 円を年会費と同様に払い込むこと。但し、割当が7月以降の場合は、半額とする。

⑤ 名義書換料・年会費その他負担金には消費税が課税される。

⑥ 既納の年会費その他負担金はいかなる理由があっても払戻しはしない。

以 上

◆別表1 入会申込書類

書 類 名	個人 (正会員・平日会員)	法人 (正会員・平日会員)	
	① 入 会 申 込 書	○ 様式1	○ 様式1
② 念 書 等	○ " 2	○ " 2	
③ 推 薦 保 証 書	○ " 3	○ " 3	
④ 戸 籍 謄 本	○	○	
⑤ 印 鑑 証 明 書	○	○	
⑥ 写 真	○ (注1)	○ (注1)	
個人	⑦ 他クラブ在籍証明書 又は同伴プレー申込書	○ 様式4-① (注2) ○ " 4-② (注2)	-
	⑧ 定 款 の 写	-	○ (注3)
法人	⑨ 法 人 登 記 簿 謄 本	-	○ (注3)
	⑩ 代 表 者 印 鑑 証 明 書	-	○
	⑪ 法 人 の 経 歴 書	-	○ (注3)

(注1) 3cm×4cm 4枚、7cm×11cm 1枚：いずれも縦長にし裏面に氏名を記入すること。（上着着用）

(注2) 会員（継承の場合は旧会員）の配偶者・子・子の配偶者・孫の場合、又は種別変更の場合において別表3の当クラブ在籍年数を有する場合は提出不要

(注3) 法人会員の登録者変更及び日本国内の証券取引所に上場している法人の場合は提出不要。

◆別表2 継承による入会申込書類の添付書類

書 類 名	個人正会員	個人平日会員	
相続	相続を証明する書面（改製原戸籍、除籍の謄本、相続人全員の戸籍謄本）	○	○
	遺産分割協議書または同意書（承諾書）	○	○
	相続人全員の印鑑証明書	○	○
死因贈与又は遺贈	死因贈与を証する書面又は遺言書	○	○
生前贈与	贈与の意思を表示した書類	○	○

◆別表3 種別変更による入会申込の場合、在籍する他クラブの在籍年数に代わる当クラブ在籍年数

① 個人正会員が他の会員資格に変わる場合	なし（0年）
② 個人平日会員、法人正会員、法人平日会員が他の会員資格に変わる場合	2年

◆別表4 入会承認後提出を要する書類

書 類 名	正 会 員 (個人・法人)	平日会員 (個人・法人)	法人(正・平日会員) 登録会員変更
① 株券及び株式の譲渡証書	○ (注1)・(注3)	-	-
② 平日会員預託金預り証及び平日会員預託金預り証の譲渡証書	-	○ (注2)・(注3)	-
③ 譲渡人の退会届及び印鑑証明書	○ 様式5 (注4)	○ 様式5 (注4)	-
④ 名義書換請求書	○ 様式6-1	○ 様式6-2	-
⑤ 法人会員名義変更申請書	-	-	○ 様式6-3
⑥ 法人代表者の印鑑証明書	-	-	○
⑦ 誓約書等	○ 様式7	○ 様式7	○ 様式7 (注5)
⑧ 預金口座振替依頼書／自動払込利用申込書	○ 様式8	○ 様式8	-

(注1) 株券・旧株主の記名・押印のあるもの。

(注2) 平日会員預託金預り証・旧会員の記名・押印のあるもの。

(注3) 譲渡証書・仮承認の場合で譲渡証書をクラブに提出済みの場合は提出不要。

(注4) 譲渡人がクラブに提出済みの場合は提出不要。

(注5) 新登録会員によるもの。